

区長報告第八号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について令和六年五月二十七日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和六年七月十六日

港区長 清 家 愛

記

一 件 名 庁有車の交通事故に係る和解

二 当 事 者 甲 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港 区

乙 東京都荒川区南千住三丁目十二番六号

三和交通株式会社

三 事件の要旨

令和六年二月九日、港区東麻布三丁目九番の新一の橋交差点内において、甲が所有する庁有車が古川橋方面に右折していたところ、当該庁有車の左後方から都道高輪麻布線を直進してきた乙が所有する普通乗用自動車と衝突した事故（以下「本件事故」という。）により、当該普通乗用自動車及び当該庁有車が損傷した。

#### 四 和解条項

甲及び乙間で協議し、和解の合意に達したので、本件事故の処理について、次のとおり和解した。

- (一) 甲は、乙に対し、十一万九百二十七円の支払義務があることを認める。
- (二) 乙は、甲に対し、二万五千七百七十五円の支払義務があることを認める。
- (三) 甲及び乙は、甲と乙の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。